

令和2年度 八坂小学校いじめ防止基本方針

いじめの解決に当たっては、未然防止の取組を中心に、早期発見、早期対応に向けた学校体制を構築することが重要である。そして、全国で発生したいじめ重大事件等を教訓に、教職員がいじめ対応の基本姿勢を共有し、いじめ防止に向けた新たな考え方で具体的な方策を講じる必要がある。

そこで、練馬区立八坂小学校では、いじめ防止対策推進法（25.9.28 施行）を受け、以下に示す方針、考え方で子供が安心して学べる学校づくりを組織的に進める。

1 八坂小学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり法的にも許されない。

いじめはすべての子供の問題であるとの認識に立ち、いじめが起きにくい集団づくりに重点をおくとともに、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

<いじめの定義>

当該児童に対して、校内の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該児童が心身の苦痛を感じるもの。（いじめ防止対策推進法第2条の要点）

2 いじめ防止に向けた基本的な考え方

- （1）管理職・教職員が、いじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常に持ち、子供を守ることができるのは、第一義に学校、教師であるとの強い決意と高い指導力で情報を共有し、日々の指導にあたる。
- （2）いじめの未然防止に向け、平素より子供の人間関係づくりや居場所づくりを進めるとともに、子供一人一人の自尊感情を高める指導について全教育活動を通じて行う。
- （3）いじめの早期発見、早期解決、継続した見守りに向け、子供の実態把握や校内の（いじめ）相談体制の構築、保護者・地域・関係機関との連携について、組織としての実効性のある取組を行う。

3 具体的な取組

(1) 教員の指導力の向上

①教員の人権感覚を高める

- ・子供の人格を大切にする温かい言葉づかい、呼名、文章表現 *体罰の禁止
- ・温かいまなざし、穏やかな表情、公平公正な姿勢
- ・個人情報、プライバシーの保護

②教員のいじめを見抜く目を養う

- ・八坂小学校版「いじめ対応のポイント」に基づき、年間を通じて職員会議や生活指導朝会等で子供の状況を組織として定期的に確認する活動を通して、いじめに対応する目や感覚を養う。

(2) 子供の集団づくり

①子供の人間関係づくり

- ・社会的スキルをはぐくむ授業（学級活動（2）の実施）
あいさつスキル、自己認識スキル、コミュニケーション、気持ち認知スキル、セルフコントロール、セルフマネージメント
- ・自己有用感をはぐくむための年間を通した異学年集団活動の実施
- ・普遍的な視点、個別的な視点から各教科等を通して行う人権教育の推進
*集団内のいじめ傍観者を擁護者へ変えていく取組
- ・健全なリーダーの育成（正義感をもって集団をリードすることのできる子供の育成）

②子供の居場所づくり

- ・気持ち良く生活するための最低限の授業（生活）ルール確立
*一人一人の子供の発言に対する受容的な姿勢

③子供の環境づくり

- ・授業を中心とした話し方、聞き方の指導
- ・校内掲示物の活用

(3) 児童会活動の活用

- ・あいさつ運動
- ・いじめ防止に向けた標語、ポスター、宣言等の作成
- ・他者への感謝の意を伝える「八坂郵便」の実践

(4) いじめ防止月間、温かな学級づくりのための取組

- ・いじめアンケートの実施（6月、11月、2月）
- ・学級実態把握調査の実施（全学級、7月・12月・3月）
- ・アンケートの結果ならびに学級実態把握調査の結果を踏まえた担任または学年全体での指導

(5) 朝会等を活用した管理職や教職員からの指導

- ・八坂小学校のいじめ対応に関する考え方、姿勢の周知
- ・法的な視点からのいじめ問題の指導
- ・セーフティ教室での専門家によるネットいじめに関する指導

(6) 校内相談体制の充実

担任、養護教諭、管理職、すべての教員にいつでも相談できることを子供に周知する他、スクールカウンセラーによる相談体制を整える。

(7) いじめが発生した場合の基本的な対応

- ①当該の子供の話を十分に聞き取りながら、その不安や辛さ、苦しみ等の心情を理解し、改めて八坂小学校のすべての教員で支えることを当該児童に伝える。
- ②全教職員間で情報を共有し、組織としての対応策を協議し確認する。
- ③直接関与している子供や状況を知りうる可能性のある子供一人一人から聞き取りを行い、事実確認を行う。
- ④いじめに関与した子供への指導を担当、学年及びいじめ対策委員会を中心に行い、状況に応じて指導にあたる。

⑤当該の子供及びいじめに関与した子供の保護者に状況を説明する。

⑥当該の子供に対する謝罪を、いじめに関与した子供、及び状況に応じて双方の保護者も含めて行う。

⑦当該の子供や保護者の意向を踏まえつつ、学級、学年、学校全体への指導を行う。

⑧謝罪したことで解決したと思わず、当該の子供の状況を全教員で継続的に見守る。

＊いじめの状況、対応状況、その後の状況については、いじめ発生時から時系列で整理し、随時教育委員会へ報告する。

＊いじめに関与した子供の状況が、指導後も改善されない場合は、再度保護者へ改善への協力を求めるとともに、その子供の別室指導も検討する。暴力や恐喝等の事例に関しては、警察や児童相談所との連携を図るようにする。

(8) 保護者・地域との連携と啓発の促進

- ・八坂小学校のいじめの状況やいじめ防止基本方針等について、保護者会、学校だより、ホームページ、学校評議員会等を通じて積極的に情報発信し、いじめ対応についての考え方を、学校、保護者、地域が共有できるようにする。
- ・SNS学校ルールを策定するとともに、各家庭にSNS家庭ルール作成に向けた啓発を行い、インターネット上のいじめ防止に努める。

(9) 組織の活用ならびに関係諸機関との連携

- ・いじめの要因は様々であり、学校内外を問わず起き得ることを踏まえ、校内組織としての生活指導部や教育相談部を中心に、子供関連諸機関や児童相談所との連携を図る。
- ・いじめの様態によっては、いじめ対策推進教員を中心とした「いじめ対策委員会」を開催し、組織として迅速にいじめ問題の改善、解決を図るようにする。

<いじめ対策委員会のメンバー>

管理職・生活指導主任・いじめ対策推進教員・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員

八坂小学校 いじめ対応のポイント

◇いじめられている子は本当のことは言わない。

◇教師が聞いても「大丈夫」という。アンケートには何も書かない。

◇けんか、ふざけあい、からかい等はいじめにつながる場合が多い。

◇本人や家庭の問題と捉えるといじめを見逃すことになる。

全国のいじめ重大
事件からの教訓

早期発見に向けた観察のポイント

<表情・態度>

- あいさつしても返さない。
- 笑顔がなく沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 無理にはしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んでいて元気がない。
- 周りの様子を気にし、おどおどしている。

<言葉・行動>

- 他の子供からの言葉かけが少ない。
- 「うざい」「気持ち悪い」「汚い」などの悪口を言われる。
- ぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 教室に遅れて入ってくることが多い。
- 職員室や保健室の近くでうろうろしている。すぐに保健室に行きたがる。
- 人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

<身体・服装>

- 体に原因不明の傷などがある。
- けがの原因をあいまいにする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破れていたりする。
- シャツやズボンが汚れていたり、破けていたりする。
- 服に靴の跡がついている。

<遊び・友人関係>

- 遊びの中に入れない。グループで行う作業の仲間に入れない。
- 不快な言葉、いやな呼び方を友達からされている。
- 一緒にいる友達が急に変わる。教師が友達のことを聞くといやがる。
- 笑われたり冷やかされたりすることが多い。
- 特定のグループと行動を共にする。
- プロレスごっこ等に参加させられている。
- よくけんかが起きる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

<持ち物・金銭>

- かばんや筆箱等の学習用具が隠される。
- ノートや教科書、体育着等に落書きがある。
- 机や椅子が傷つけられていたり、落書きされていたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。

<教師との関係>

- 教師と目線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。